

# 全日本写真連盟（愛媛）松山写楽支部 規約

## 第1章 名称と事務局

- 第1条 本支部を全日本写真連盟松山写楽支部（以下、「支部」という。）と呼ぶ。
- 第2条 本支部は愛媛県内に在住する全日本写真連盟会員の団体である。  
本支部は全日本写真連盟愛媛県本部の支部である。
- 第3条 本支部の事務局は支部長の所在地とし全日本写真連盟愛媛県本部の後援を受ける。

## 第2章 目的と事業

- 第4条 本支部は写真文化の発展と会員の親睦をはかり、写真を通じて社会に貢献することを目的とする。
- 第5条 本支部は前条の目的を達成するため、例会、撮影会、展示会及びその他必要な事業を行う。

## 第3章 役員と組織

- 第6条 本支部に次の役員を置く。  
支部長1名、会計1名、監査1名、幹事若干名、顧問若干名。
- 第7条 役員任期は1年とし重任を妨げない。
- 第8条 支部長は本支部を代表し支部の運営を統括する。  
他の役員はそれぞれ担当する事業の運営及び事務を処理する。
- 第9条 本支部に総会を置く。総会は本支部の最高決定機関であって会員でもって構成する。

## 第4章 その他

- 第10条 本支部の運営経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 第11条 本支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月末日に終る。
- 第12条 本規約に定めが無い事項またはその他支部運営に必要な事項は支部長が総会に諮り定める。

### 付則

1. 本規約は2018年（平成30年）5月18日に制定し、同日から施行する。
2. 支部会費は年3,000円とする。但し、全日本写真連盟会費は別途各自支払いとする。
3. 全日本写真連盟松山市役所支部規約は本規約の制定に合わせ廃止する。

### 【例会規則】

1. 例会は年6回、奇数月開催を基本とする。
2. 例会の出品はA4サイズ、一人5枚以内とする。